

資料 1 : 法上、自転車を対象とされている反則行為

反則行為	根拠条文 (道路交通法)	反則金の額
携帯電話使用等（保持）	§ 71 (5) の 5	12,000円
放置駐車違反	§ 44①	9,000円（駐車禁止場所であって高齢運転者等専用場所以外の場合） ※ 駐停車禁止場所かつ高齢運転者等専用場所の場合：12,000円 駐停車禁止場所かつ高齢運転者等専用場所の場合：11,000円 駐停車禁止場所であって高齢運転者等専用場所以外の場合：10,000円
	§ 45①・②	
	§ 47②・③	
	§ 48	
	§ 49の 3 ③	
	§ 49の 4	
遮断踏切立入り	§ 33②	7,000円
速度超過	§ 22①	6,000円（超過速度が15km/h未満の場合） ※ 超過速度が25km/h以上30km/h未満の場合：12,000円 超過速度が20km/h以上25km/h未満の場合：10,000円 超過速度が15km/h以上20km/h未満の場合：7,000円
駐停車違反	§ 44①	6,000円（駐車禁止場所であって高齢運転者等専用場所以外の場合） ※ 駐停車禁止場所かつ高齢運転者等専用場所の場合：9,000円 駐停車禁止場所かつ高齢運転者等専用場所の場合：8,000円 駐停車禁止場所であって高齢運転者等専用場所以外の場合：7,000円
	§ 45①・②	
	§ 47①～③	
	§ 48	
	§ 49の 3 ②・③	
	§ 49の 3 ②	
	§ 49の 3 ④	
	§ 49の 4	
	§ 49の 5 後段	
信号無視	§ 7	6,000円 ※点滅信号を無視した場合は5,000円
通行区分違反	§ 17①・② § 17④・⑥	6,000円
追越し違反	§ 28①～④	
	§ 29	
	§ 30	
踏切不停止等	§ 33①	
交差点安全進行義務違反	§ 36④	
環状交差点安全進行義務違反	§ 37の 2 ③	
横断歩行者等妨害等	§ 38①～③	
	§ 38の 2	
安全運転義務違反	§ 70	
通行禁止違反	§ 8①	
歩行者用道路徐行違反	§ 9	
歩行者等側方通過義務違反	§ 18②	
急ブレーキ禁止違反	§ 24	
法定横断等禁止違反	§ 25の 2 ①	
路面電車後方不停止	§ 31	

優先道路通行車妨害等	§ 36②・③	5,000円
環状交差点通行車妨害等	§ 37の2①・②	
徐行場所違反	§ 42	
指定場所一時不停止等	§ 43	
幼児等通行妨害	§ 71(2)・(2)の3	
安全地帯徐行違反	§ 71(3)	
被側方通過車義務違反	§ 18④	
通行帯違反	§ 20①～③	
道路外出右左折合図車妨害	§ 25③	
指定横断等禁止違反	§ 25の2②	
車間距離不保持	§ 26	
進路変更禁止違反	§ 26の2②	
	§ 26の2③	
追い付かれた車両の義務違反	§ 27①・②	
乗合自動車発進妨害	§ 31の2	
割込み等	§ 32	
交差点右左折等合図車妨害	§ 34⑥	
交差点優先車妨害	§ 36①	
	§ 37	
緊急車妨害等	§ 40①・②	
	§ 41の2①・②	
交差点等進入禁止違反	§ 50①・②	
無灯火	§ 52①	
減光等義務違反	§ 52②	
合図不履行	§ 53①・②	
合図制限違反	§ 53④	
警音器吹鳴義務違反	§ 54①	
乗車積載方法違反	§ 55①・②	
軽車両整備不良	§ 62	
自転車制動装置不良	§ 63の9①	
泥はね運転	§ 71(1)	
転落等防止措置義務違反	§ 71(4)	
転落積載物等危険防止措置義務違反	§ 71(4)の2	
安全不確認ドア開放等	§ 71(4)の3	
停止措置義務違反	§ 71(5)	
公安委員会遵守事項違反	§ 71(6)	
通行許可条件違反	§ 8⑤	3,000円
歩道徐行等義務違反	§ 63の4②	
路側帯進行方法違反	§ 17の3②	
並進禁止違反	§ 19	
軌道敷内違反	§ 21①～③	
道路外出右左折方法違反	§ 25①	
交差点右左折方法違反	§ 34①	
	§ 34③	
環状交差点左折等方法違反	§ 35の2①・②	
軽車両乗車積載制限違反	§ 57②	
制限外許可条件違反	§ 58③	
原付等牽引違反	§ 60	
自転車道通行義務違反	§ 63の3	
警音器使用制限違反	§ 54②	

資料 2 : 刑事手続によって処理される重大な違反

違反の内容	根拠条文 (道路交通法)	罰則
過失建造物損壊	§ 116①	6 月以下の拘禁刑又は10万円以下の罰金
酒酔い運転	§ 65①	5 年以下の拘禁刑又は100万円以下の罰金
麻薬等運転	§ 66	
妨害運転 (著しい交通の危険)	§ 117の 2 ①(4)	
酒気帯び運転	§ 65①	3 年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金
過労運転等	§ 66	
妨害運転 (交通の危険のおそれ)	§ 117の 2 の 2 ①(8)	
携帯電話使用等 (交通の危険)	§ 71 (5) の 5	1 年以下の拘禁刑又は30万円以下の罰金
救護義務違反	§ 72①前段	1 年以下の拘禁刑又は10万円以下の罰金
飲酒検知拒否等	§ 67③	3 月以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金
防衛出動時公安委員会通行禁止制限違反	§ 114の 5 ①	3 月以下の拘禁刑又は30万円以下の罰金
警察官現場指示違反	§ 4 ①後段	3 月以下の拘禁刑又は 5 万円以下の罰金
警察官通行禁止制限違反	§ 6 ④	
違法停車措置命令違反	§ 50の 2	
違法駐車措置命令違反	§ 51①	
積載等危険防止等措置命令違反	§ 61	
無免許等危険防止命令違反	§ 67①	
事故不申告	§ 72①後段	
混雑緩和措置命令違反	§ 6 ②	5 万円以下の罰金
事故現場不退去下命違反	§ 72②	
自転車検査等拒否等	§ 63の10①	
制動装置不良自転車措置命令等違反	§ 63の10②	
自転車運転者講習受講命令違反	§ 108の 3 の 5 ②	2 万円以下の罰金又は科料
自転車通行方法指示違反	§ 63の 8	